

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		大宮駅東口まちづくり事務所が所管する事業用地にかかる行政財産目的外使用許可
根拠条例・規則名		地方自治法及びさいたま市財産規則
条 項		法第 238 条の 4 第 7 項及び規則第 21 条
所 管 部 課		都市局 都心整備部 大宮駅東口まちづくり事務所 (電話：048-646-3283)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	大宮駅東口まちづくり推進事業に支障とならない範囲で、さいたま市財産規則第 21 条及び行政財産目的外使用許可事務取扱要領第 4 に基づき審査を行っているため。
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 26 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	行政財産目的外使用許可事務取扱要領に基づき 20 日 (休日を除く。)
	設定等年月日	平成 13 年 9 月 27 日設定 平成 26 年 4 月 1 日最終改正
備 考		